

議定第五節

職員^四の業務にまつばり従事する職員に關する條例制定に付て

職員^四の業務にまつばり従事する職員に關する條例制定に付て

昭和二十八年十二月二十八日議定

三朝町長 坂出 雅



昭和二十八年十二月二十八日

議長 天野 廉



職員四体の業務にまつぱり従事する職員に関する条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号以下を指す)及び

第五条第一項第三十五条及第五十二条第五項の規定に基き職員四体の業務にまつぱり従事する職員に關し必要な事項を定めることとを目的とする。

(専従休暇とその期間)

第二条 任命権者は職員に対しその申出により公務に支障のない限りその代表者又は役員として町長に登錄された職員四体の業務にまつぱり従事するための

休暇(以下「専従休暇」という)を与えることができる。

2. 前項の専従休暇の期間は一日を単位として一年をこえない範囲内で定める。この場合において専従休暇の期間が満了したときは任命権者は更に専従休暇を与えることができる。

(専従休暇の効果)

第三条 専従休暇を享受した職員は専従休暇の期間中は職務に専念する義務を免除される。専従休暇の期間中の職員には給料扶養手当勤務地手当その他いかなる給付も支給されない。

(専従休暇の終了)

第四条 左に掲げる場合においては専従休暇は終了するものとする。

一 専従休暇の期間が満了した場合

二 専従休暇の期間満了前に於て職員が任命権者の許可を得て職務に復帰した
場合

三 専従休暇を与えられた事田が消滅した場合

(専従休暇中の職員のみ限)

第五條 職員は専従休暇の期間中においてその職を保有しその期間の終了と

もにその職務に復帰する権利を有する

(専従休暇の取消)

第六條 任命権者は専従休暇を与えられた職員がこの条例の規定に違反した場合

にはその専従休暇を取消することが出来る

附 則

一 この条例は公布の日から施行する

之材料の適用に關する条例(昭和二十八年三朝町条例第五号)中職員団体の業
務にもつぱり從事する職員に關する條例は廃止する